

令和7年度福岡市集落排水事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和7年度集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 処理面積	105 ヘクタール
2. 年間処理水量	300,000 立方メートル
3. 主要な建設改良事業	
管渠、ポンプ場及び下水処理場整備事業費	52,550 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	集 落 排 水 事 業 収 益	455,369 千円
第1項	営 業 収 益	223,419 千円
第2項	営 業 外 収 益	231,950 千円
支 出		
第1款	集 落 排 水 事 業 費 用	455,369 千円
第1項	営 業 費 用	446,029 千円
第2項	営 業 外 費 用	8,535 千円
第3項	特 別 損 失	705 千円
第4項	予 備 費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 103,049千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

		収	入	
第1款	資本的収入			104,482千円
第1項	企業債			49,000千円
第2項	補助金			9,000千円
第3項	負担金及び分担金			66千円
第4項	他会計出資金			46,414千円
第5項	預託金元利収入			2千円
		支	出	
第1款	資本的支出			207,531千円
第1項	建設改良費			52,550千円
第2項	償還金			154,879千円
第3項	水洗便所改造資金貸付金			2千円
第4項	予備費			100千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
集落排水事業費	千円 33,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から借り入れる。 起債時期は令和7年度とする。 ただし、工事又は市財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度以降に繰り越して発行又は借り入れることができる。	% 9.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に元利金又は元金を均等に償還し、証券発行の細目は市長の定めるところによるものとする。 ただし、償還方法については融資条件により変更することができる。 なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
公営企業適用債	16,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの補助金)

第8条 集落排水事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、136,955千円である。

令和7年2月21日提出

福岡市長 高島 宗一郎